

J-Win 活動成果物利用規約

1. J-Win 活動を通じて J-Win のメンバーが生み出した成果物を J-Win 活動成果物と呼びます。この J-Win 活動成果物は、J-Win に、その所有権があります。
2. 本規約は、企業が J-Win 活動成果物を当該企業において利用する際に、当該企業及び J-Win が守るべき規則を定めるものです。
3. 利用は、企業と J-Win の責任において行います。企業における代表者を J-win に登録されている企業責任者、J-Win における代表者を J-Win 理事長と定めます。
4. 企業は利用にあたり、成果物、利用目的、利用対象者（配布対象者）、利用期間を記して、J-Win 理事長に利用を申請します。
J-Win 理事長が、これをもとに、利用の可否を判断し、利用を許諾します。
 - － 当該企業を経由して、他の企業への利用は認めません。
 - － あくまで当該企業におけるダイバーシティの推進が目的であり、他は認めません。
5. 企業は、利用にあたっては、利用目的、利用対象を厳守してください。企業は、利用対象以外へ成果物が流布しないように最善を尽くす義務を負うものとします。
6. 成果物の利用のために企業内で成果物を配布するとき、必ず成果物が J-Win の所有物であることを明記、明示してください。
7. 利用にあたっては、J-Win から提供された形、内容で利用し、部分利用を含め一切の変更を認めません。
8. 利用にあたっては、企業にソフトコピーの形で提供します。このソフトコピーから印刷し、利用者に対して配布してください。ソフトコピーの複製利用は認めますが、その場合にはそのソフトコピーは J-Win が提供したものと同一扱いとなります。
9. 利用が終了、利用期間が終了、あるいは利用目的が意味をなさなくなったとき、企業は、提供された成果物、即ち提供されたソフトコピーを廃棄し、それを廃棄した旨を J-Win 事務局へ通知するものとします。

2015 年 6 月 8 日

東京都千代田区九段北一丁目 5 番 10 号
九段下クレストビル 5 階
NPO 法人 J-Win 理事長
内永 ゆか子